

**地域まるごと「こども応援」公益信託
要 項**

番号	項目	内容
1	委託者 (前文)	名 称：株式会社ミダスプロジェクト 所在地：東京都港区赤坂八丁目 11 番 37 号
2	受託者 (前文)	名 称：特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿 16 階
3	公益信託契約締結日	2026 年 7 月 31 日
4	行政庁	内閣総理大臣
5	公益信託名称 (2 条)	地域まるごと「こども応援」公益信託
6	公益信託の目的 (5 条)	(1) こども食堂をはじめとする地域の居場所づくりの活動及び食支援活動を行う団体に対して必要な支援（以下「当該支援」）を行い、もって、こどもの健やかな育ちと多様なつながりを支えること。 (2) 当該支援により、こどもやその保護者が孤立せずに安心して過ごせる社会を実現するとともに、地域に暮らす人たち、地域団体、地域企業、行政その他の地域のステークホルダーが協働し、地域全体でこどもを育む社会的な意識と仕組みを築くこと。
7	公益事務 (6 条)	(1) こども食堂をはじめとする地域の居場所づくりの活動及び食支援活動を行う団体であって、当該団体への支援により本公益信託の目的達成に寄与する団体（以下「対象団体」）に対する助成金の支給 (2) その他、前号の公益事務を行うために必要な事務（成果報告会、助言等を含む） (3) 対象団体とは、以下の各要件を満たす団体をいう。 ① 都道府県又は市区町村単位で、その対象地域のこども食堂等を支援していること。 ② 対象地域内の住民、企業、団体、行政機関その他の地域のステークホルダーと連携、協働する意欲と能力があること。 ③ 地域まるごと「こども応援」公益信託助成規程で別途定める要件を満たす団体であって、同規程に基づく選考基準に基づいて採択された団体であること。 (公益信託法別表第 7,19 号該当)
8	公益事務を行う区域 (6 条)	日本全国
9	当初信託財産 (7 条)	金 500 万円
10	効力発生日 (10 条)	行政庁の公益信託認可があった日
11	信託終了日 (10 条)	第 28 条第 2 項の規定に基づく本公益信託の終了の日

12	委託者の権限 (11 条)	委託者は以下の権限のみを持ち、その余の権限は持たない。 (1) 公益信託事務の処理の状況についての報告請求権（信託法 36 条） (2) 決算書等の閲覧請求権（信託法 38 条 6 項） (3) 受託者の辞任に対する同意権 (4) 受託者の解任に対する同意権 (5) 信託管理人の辞任に対する同意権（信託法 128 条 2 項、57 条 1 項） (6) 信託管理人の解任請求権 (7) 裁判所に対する新信託管理人の選任申立権（信託法 129 条 1 項、62 条 4 項） (8) 信託の変更の同意権
13	委託者の地位移転の 同意権者（12 条）	受託者及び信託管理人
14	公益信託事務の委託（13 条）	信託管理人に重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した事務
15	利益相反取引等 (13 条)	(1) 受託者が自主事業として行う公益事務と同種の事業に係る取引 (2) 前号のほか、信託管理人に重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した取引
16	受託者辞任の 同意権者（15 条）	委託者（現に存する場合）及び信託管理人
17	受託者解任方法（15 条）	委託者（現に存する場合）及び信託管理人の同意により
18	新受託者（16 条）	委託者（現に存する場合）及び信託管理人の合意により選任された者
19	信託管理人 (17 条)	氏 名：下西 祥平 住 所： XXXXXXXXXX
20	信託管理人の任期	定めない
21	信託管理人辞任の 同意権者（17 条）	(1) 委託者が現に存する場合には、委託者 (2) 委託者が現に存しない場合又は委託者がその権限行使に同意した場合には、受託者
22	信託管理人の 解任請求権者（17 条）	委託者（現に存する場合）又は受託者
23	新信託管理人（17 条）	(1) 委託者（現に存する場合）により選任された者 (2) 委託者が存しない場合には、次項の手續に基づいて受託者により選任された者
24	受託者による新信託 管理人の選任方法（17 条）	信頼できる第三者機関である一般社団法人 BLP-Network が推薦する者
25	信託管理人の報酬 (17 条)	信託管理人の報酬は、信託財産の残高（計算すべき期間の各月末における信託財産の残高の合計額をその月数で除して得た額をいう。）が 1000 万円を超えた場合において、当該残高に対して年 100 分の 3 を乗じた額とする。ただし、年 600 万円を超えることはできず、かつ、当該信託事務年度にかかる受託者報酬と合算して、当該事務年度の事業費の 100 分の 30 を超えることはできない。
26	委員会（19 条）	地域まるごと「こども応援」公益信託選考委員会

27	委員定数（19 条）	3 名以上
28	選考委員報酬（19 条）	委員会 1 回の出席ごとに 1 万円（税別）
29	信託事務年度（20 条）	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日
30	計算方法（23 条）	現金主義を基本とした一般に公正妥当と認められる信託の会計慣行及び合同命令第 6 章に定める方法
31	閲覧場所（24 条）	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿 16 階
32	公益信託報酬 （26 条）	受託者報酬は、信託財産の残高（計算すべき期間の各月末における信託財産の残高の合計額をその月数で除して得た額をいう。）に対して年 100 分の 7 を乗じた額とする。ただし、その額は、当該信託事務年度にかかる信託管理人報酬と合算して、当該事務年度の事業費の 100 分の 30 を超えることはできない。
33	信託変更の同意権者（27 条）	委託者（現に存する場合）及び信託管理人
34	終了事由の金額 （28 条）	受託者が 1 年度分の公益信託事務を行うことができないとして信託管理人の同意を得たうえで判断した金額
35	帰属権利者（29 条）	公益信託法第 8 条第 13 号の者の中から信託管理人の同意を得て選定した者
36	管轄裁判所（33 条）	東京地方裁判所

公益信託契約書

委託者（公益信託要項 1「委託者」欄に記載のもの。以下同様）と受託者（公益信託要項 2「受託者」欄 に記載のもの。以下同様）とは、以下の条項からなる公益信託契約（以下「本契約」といい、「本契約」に基づき設定される公益信託を「本公益信託」という。）を、公益信託要項 3「公益信託契約締結日」記載の日付で締結する。

本契約の内容を明らかにするため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれその 1 通を保有する。ただし、本契約を電子契約により締結する場合には、本信託契約の成立を証するため、本信託契約書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

（委託者）

所在地 東京都港区赤坂八丁目 11 番 37 号

名 称 株式会社ミダスプロジェクト 

代表者 代表取締役 吉村 英毅

（受託者）

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿 16 階

名 称 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

代表者 理事長 三島 理恵



第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 「公益信託法」とは、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）を指す。
- ② 「公益信託規則」とは、公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号）を指す。
- ③ 「合同命令」とは、公益信託法第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1項第3号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令を指す。
- ④ 「信託法」とは、公益信託法第33条第1項及び第3項を適用した信託法（平成18年法律第108号）を指す。
- ⑤ 「公益信託」とは、公益信託法第2条第1項第1号に規定する公益信託を指す。
- ⑥ 「特定資産公益信託」とは、公益信託法第8条第1項に規定する特定資産公益信託を指す。
- ⑦ 「公益事務」とは、公益信託法第2条第1項第2号に規定する公益事務を指す。
- ⑧ 「公益信託事務」とは、公益信託法第7条第2項第4号に規定する公益信託事務を指す。
- ⑨ 「行政庁」とは、公益信託法第3条第1項に規定する行政庁を指し、本信託においては、信託要項4「行政庁」欄記載のものとする。

第2条（名称等）

- 1 本公益信託の名称は、公益信託要項5「公益信託名称」欄記載の名称とする。
- 2 本公益信託は、特定資産公益信託とする。

第3条（委託者）

本公益信託の委託者は、公益信託要項1「委託者」欄記載の者とする。

第4条（受託者）

本公益信託の受託者は、公益信託要項2「受託者」欄記載の者とする。

第5条（公益信託の目的）

本公益信託は、次条に定める公益事務を行うことのみを目的とし、公益信託要項6「公益信託の目的」欄記載のものを公益信託の目的とする。

第6条（公益事務）

- 1 本公益信託が行う公益事務は、公益信託要項7「公益事務」欄記載のものとし、受託者は前条の公益信託の目的を達成するために、本契約の定めに従い、公益事務を行うものとする。
- 2 前項の公益事務は、公益信託要項8「公益事務を行う区域」欄記載の区域において行うものとする。

第7条（信託財産の受入れ）

- 1 本公益信託の当初の信託財産は、公益信託要項9「当初信託財産」欄記載の金銭とする。

- 2 委託者は、前項に定める金銭を第 10 条 2 項に定める公益信託の効力発生の日から 1 か月以内に、受託者が委託者に対して別途通知する銀行口座への振込みの方法にて交付する。なお、振込みに要する費用は委託者が負担する。
- 3 委託者は、受託者の承認を得て、金銭を追加して信託することができる。
- 4 受託者は、本公益信託の目的に賛同する者から、本公益信託に対して金銭による寄附を受け入れることができる。

第 8 条（金銭の管理・運用）

- 1 信託財産に属する金銭は、次の各号に掲げる方法により管理・運用する。
 - ① 預金又は貯金への預け入れ
 - ② 国債又は地方債の取得
 - ③ 貸付信託の受益権の取得
 - ④ 合同運用信託の受益権の取得
- 2 受託者は、前項に規定する信託財産の管理・運用に当たっては、国債及び元本補填がある預貯金等の安定資産のみで運用するものとし、本契約に規定及び第 24 条に定める規程に基づき適正に行うものとする。
- 3 受託者は、第 1 項に定める信託財産の管理・運用に際し、本公益信託の専用口座（銀行・信託・証券）を利用するものとし、当該専用口座では本公益信託の信託財産と固有財産又は他の信託財産とを混蔵しないものとする。
- 4 第 1 項に定める運用による収益は信託財産となる。

第 9 条（信託財産の支出）

- 1 本公益信託の信託財産は、第 6 条に規定する公益事務の遂行のために必要となる次に掲げるもののために支出をする。
 - ① 助成金の支給
 - ② 第 26 条に規定する公益信託報酬
 - ③ 第 17 条に規定する信託管理人に対して支払う報酬及び費用
 - ④ 租税公課
 - ⑤ 送金手数料、郵送費、印刷費、運送費
 - ⑥ 公益信託事務の委託に要する費用
 - ⑦ 公益信託の認可申請若しくは変更認可申請又は終了の手續に要する費用（信託管理人の同意を得たものに限る。）
 - ⑧ その他公益信託事務の遂行のために必要な費用（前条の場合を除き、資産の取得のための費用を除く。）で事前に信託管理人の同意を得たもの
- 2 前項第 2 号に規定する公益信託報酬には、受託者がその職務を遂行するに当たって通常必要となる事務処理に要する費用（人件費、賃料、地代、光熱費その他これに類するもの）が含まれるものとする。
- 3 受託者は、前条第 1 項に定める信託財産の運用に係る収入に相当する額を上回る額を毎信託事務年度において第 1 項各号に掲げるもののために支出しなければならない。

第 10 条（信託契約期間）

- 1 本信託の信託契約期間は、次項に定める本信託の効力発生の日から本条第 3 項に定める本信託の終了日までとする。
- 2 本信託の効力発生の日は、公益信託要項 10「効力発生日」欄記載の日とする。
- 3 本信託の終了日は、公益信託要項 11「信託終了日」欄記載の日とする。

第 11 条（委託者の権限）

委託者の権利は、公益信託要項 12「委託者の権限」欄記載のとおりとする。

第 12 条（委託者の地位の移転）

- 1 委託者の地位は、公益信託要項 13「委託者の地位移転の同意者」欄記載の者の同意を得て、第三者に移転することができる。
- 2 委託者の地位及び権利は、相続されない。

第 13 条（受託者の職務・権限）

- 1 受託者は、本契約に定める事項の他に、本公益信託の目的の達成のため、法令及び本契約の本旨に従い、次に掲げる公益信託事務を行う。
 - ① 公益信託認可（公益信託の変更又は公益信託の併合若しくは分割に係るものを含む。）に関する事項
 - ② 公益信託事務の処理の方針（事業計画書及び収支予算書並びに本契約に基づき策定される規程を含む。）の決定に関する事項
 - ③ 信託財産の受入れ、運用及び支出に関する事項
 - ④ 助成先の募集及び決定並びに助成金の支給に関する事項
 - ⑤ 信託管理人の報酬の支給に関する事項
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、財産目録等の作成、閲覧、備置き及び提出に関する事項
 - ⑦ 行政庁による報告徴収及び立入検査に関する事項
 - ⑧ 信託の終了時の最終計算及び残余財産の帰属に関する事項
 - ⑨ 前各号のほか、本公益信託の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 受託者は、公益信託要項 14「公益信託事務の委託」欄記載の公益信託事務を、次の各号の要件を充足する場合に第三者に委託することができる。
 - ① 委託することが公益信託の目的に合致すること
 - ② 委託先が委託された公益信託事務を的確に遂行できる者であること
- 3 受託者は、公益信託要項 15「利益相反取引等」欄記載の取引に関して信託法第 31 条第 1 項各号に規定する行為及び同法第 32 条第 1 項に規定する行為を行うことができる。

第 14 条（受託者の義務）

- 1 受託者は、本公益信託の本旨に従い公益信託事務を遂行し、また、公益信託事務について善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 2 受託者は、固有財産及び他の信託財産と分別して本公益信託の信託財産を管理しなければならない。

- 3 受託者が、本契約及び法令に基づく任務を怠り、信託財産に損失が生じた場合については、信託財産に対し損失補てんをしなければならない。
- 4 受託者は、信託管理人から公益信託事務の処理の状況に関し報告を求められたときは、報告しないことに正当な理由がない限り、その指示に従い報告を行う。
- 5 受託者は、本契約に定めがない公益信託事務や想定外の公益信託事務が生じた場合、信託管理人の同意を得て、当該公益信託事務の処理を行うものとする。

第 15 条（受託者の辞任及び解任）

- 1 受託者は、やむを得ない事情がある場合において、公益信託要項 16「受託者辞任の同意権者」欄記載の者の同意を得て、辞任することができる。
- 2 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合には、公益信託要項 17「受託者解任方法」欄記載の方法により受託者を解任することができる。
- 3 前 2 項の場合において、受託者であった者は行政庁に遅滞なく届け出なければならない。
- 4 受託者の辞任により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者は新たな受託者が公益信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。
- 5 受託者の解任により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者は、新たな受託者が公益信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き、信託財産に属する財産の保管をし、かつ公益信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。
- 6 新たな受託者が就任したときは、受託者であった者は遅滞なく公益信託事務の計算を行い、信託管理人にその承認を求めなければならない。
- 7 信託法第 64 条第 1 項の規定により信託財産管理者が選任された場合には、受託者であった者は遅滞なく、信託財産を信託財産管理者に引き渡し、信託財産管理者が公益信託事務の処理を行うのに必要な引継ぎをしなければならない。

第 16 条（新受託者の選任等）

- 1 法令又は本契約の規定により受託者の任務が終了した場合、新たな受託者は公益信託要項 18「新受託者」欄記載の者とする。
- 2 前項の場合において、受託者であった者又は新たな受託者は、行政庁に新受託者の選任に関する認可を申請しなければならない。
- 3 受託者であった者又は信託財産管理者は、前項に規定する認可後、遅滞なく信託財産を新たな受託者に引き渡し、公益信託事務の処理に必要な引継ぎをしなければならない。

第 17 条（信託管理人）

- 1 本公益信託に、信託管理人 1 人を置く。
- 2 当初の信託管理人は、公益信託要項 19「信託管理人」欄記載の者とする。
- 3 信託管理人は、公益信託要項 21「信託管理人辞任の同意権者」欄記載の者の同意を得て辞任することができる。
- 4 公益信託要項 22「信託管理人解任請求権者」欄記載の者は、正当な理由があるときは、信託管理人を解任することができる。
- 5 本条 3 項及び 4 項の場合には、受託者は行政庁に遅滞なく届け出なければならない。

- 6 信託管理人の任務が終了した場合は、公益信託要項 23「新信託管理人」欄記載の者を新たな信託管理人とする。
- 7 信託管理人の公益信託報酬は全てが信託管理人の手当であり、その額は公益信託要項 25「信託管理人の報酬」欄記載の金額とする。
- 8 受託者は、信託管理人に対し、その任務を遂行するうえで合理的な調査費、交通費等の費用を支払うことができる。

第 18 条（信託管理人の職務・権限）

- 1 信託管理人は、法令に定める次の権限を行使する。
 - ① 公益信託規則第 44 条に定める財産目録等の承認の権限
 - ② 信託法第 31 第 2 項第 2 号に定める受託者の利益相反行為に係る承認の権限
 - ③ 信託法第 32 条第 2 項第 2 号に定める受託者の競合行為に係る承認の権限
 - ④ 信託法第 57 条第 1 項に定める受託者の辞任の申し出に対する同意の権限
 - ⑤ 信託法第 149 条第 1 項又は第 2 項に定める信託の変更の合意の権限
 - ⑥ 前各号のほか、公益信託法第 33 条第 3 項において読み替えて適用する信託法により受益者の権利と定められた同意、承認、請求等に係る権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限
- 2 前項に定めるもののほか、信託管理人は、本契約に基づく次の権限を行使する。
 - ① 第 9 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に定める信託財産からの費用の支出に関する同意
 - ② 第 19 条 4 項に定める選考委員の同意
 - ③ 第 22 条第 3 項定める事業計画書等の承認及び第 23 条に定める信託帳簿等の承認
 - ④ 第 25 条第 2 項に定める規程の制定及び改廃の同意
 - ⑤ 受託者の報酬に関する事項
 - ⑥ 信託の終了及び清算に関する事項
- 3 信託管理人は、受託者が本契約又は法令に基づく任務を怠り、信託財産に損害を与えた場合若しくは変更が生じた場合においては、当該損失のてん補又は原状の回復を請求するものとする。
- 4 信託管理人は、受託者が本契約若しくは法令の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合においては、当該行為をやめることを請求するものとする。
- 5 信託管理人は、前各項に定める権限を行使するために必要な場合には、公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況等について、受託者から報告を求めることができる。
- 6 信託管理人は、本契約に定める職務及び権限を有するほか、公益信託の目的の達成のため、受託者に対して公益信託事務の実施方法又はその改善について助言することができる。

第 19 条（選考委員会）

- 1 受託者は、本公益信託に、公益信託要項 26「委員会」欄記載の委員会（以下「選考委員会」という。）を、公益信託規則第 1 条第 13 項に定める「合議制の機関」として設置する。
- 2 選考委員会は、本公益信託にかかる助成先の選考を行い、採択案を作成する。
- 3 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、公益信託要項 27 項「委員定数」欄記載の人数で構成する。

- 4 選考委員の任期は3年とし、選考委員は、受託者が、信託管理人の同意を得て、外部の学識経験者や有識者から委嘱する。
- 5 選考委員の報酬は、公益信託要項 28 項「選考委員報酬」欄記載の金額とする。
- 6 選考委員会及び選考委員に関するその余の点は、地域まると「こども応援」公益信託助成規程に定めるとおりとする。

第 20 条（信託事務年度）

本公益信託の信託事務年度は、毎年公益信託要項 29「信託事務年度」欄記載の始期の日始まり、翌年公益信託要項 29「信託事務年度」欄記載の終期の日に終了する。ただし、公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度については、第 10 条第 2 項に定める本信託の効力発生の日からとする。

第 21 条（公益信託事務の処理の方法）

受託者は、次に掲げる事項により、第 6 条第 1 項に定める公益事務を遂行するものとする。

- ① 受託者は、毎年、事業計画書において募集方法、支給対象者数、支給金額及び支給方法等の公益事務の計画を定める。
- ② 受託者は、事業計画書に従い、募集要項を策定して受託者のホームページ等において公表する。
- ③ 受託者は、事業計画書に従い、応募者の中から給付対象者を理事会決議により決定する。
- ④ 支給対象者には、募集要項に定めるところにより、報告を義務付けるものとする。
- ⑤ 受託者は、公益信託事務によって得た個人情報については、受託者の内部規程に従い適切に管理する。
- ⑥ 前各号に定めるほか、受託者は、事業計画書及び収支予算書に従い、公益信託事務を遂行する。

第 22 条（事業計画書及び収支予算書の作成・提出等）

- 1 受託者は、毎信託事務年度開始前日までに、当該信託事務年度における公益信託規則第 39 条第 1 項に規定する事業計画書、収支予算書及びその他の書類（以下、総称して「事業計画書等」という。）を作成し、行政庁に提出しなければならない。ただし、初回の信託事務年度の事業計画書等については、本公益信託の認可申請にあたり定めたところによるものとする。
- 2 受託者は、事業計画書等（これを変更する場合を含む。）については、代表理事が決定する。
- 3 受託者は、事業計画書等（これを変更する場合を含む。）について、信託管理人の承認を得なければならない。

第 23 条（財産目録等の作成・提出）

- 1 受託者は、毎信託事務年度経過後 3 か月以内に、前信託事務年度に係る次に掲げる書類（以下、総称して「信託帳簿等」という。）を作成し、信託管理人の承認を得て、行政庁に提出しなければならない。
 - ① 合同命令第 19 条第 2 項に規定する公益信託の信託帳簿

- ② 合同命令第 19 条第 3 項に規定する公益信託の財産状況開示資料（「収支決算書」、「財産目録」、「信託概況報告」）
 - ③ 受託者等名簿
 - ④ 公益信託報酬の支払基準を記載した書類
 - ⑤ 公益信託規則第 40 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類
- 2 受託者は、前項第 2 号に定める収支決算書及び財産目録の作成については、公益信託要項 30「計算方法」欄記載の方法に従うものとする。
 - 3 受託者が、第 1 項第 2 号に定める書類を作成するに当たっては、理事会の承認を得なければならない。

第 24 条（書類の備置き及び閲覧等）

- 1 受託者は、公益信託要項 31「閲覧場所」記載のところに、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。
 - ① 信託行為（本契約書）及びこれに附属する書類
 - ② 第 22 条に定める「事業計画書等」
 - ③ 第 23 条に定める「信託帳簿等」
- 2 前項第 2 号の書類は、当該信託事務年度の末日まで、同項第 3 号の書類は 5 年間、第 1 号の書類は信託の清算の終了の日までその事務所に備え置き、受託者の業務時間内において、一般の閲覧に供さなければならない。
- 3 受託者は、本公益信託が行う公益事務の内容及び成果について、受託者のホームページ等で公表するよう努めるものとする。

第 25 条（関連諸規程の制定及び改廃）

- 1 受託者は、本公益信託の公益信託事務の処理に係る規程を別に定めることができる。
- 2 前項に定める規程の制定及び改廃は、受託者が信託管理人の同意を得て行うものとする

第 26 条（公益信託報酬）

- 1 受託者は、公益信託報酬として毎信託事務年度末又は信託の終了又は受託者の任務の終了のときに、公益信託要項 32「公益信託報酬」欄記載の金額及び消費税（地方消費税を含む。）を信託財産の中から収受する。
- 2 公益信託報酬に対応する期間が 12 か月に満たないときは月割計算とする。なお、第 17 条第 7 項に定める信託管理人の報酬も同様とする。
- 3 前 2 項のほか、公益信託報酬については、受託者が信託管理人の同意を得て定める公益信託報酬の支払基準において定める。

第 27 条（公益信託の変更等）

- 1 受託者は、本公益信託について信託の変更又は信託の併合若しくは分割（以下「公益信託の変更等」という）をする必要が生じた場合には、公益信託要項 33「信託変更の同意権者」欄記載の者の同意を得て、かつ、行政庁の認可を受けて、これを行うことができる。

- 2 前項にかかわらず、公益信託規則第 11 条に規定する軽微な変更該当する場合においては、公益信託要項 33「信託変更の同意権者」欄記載の者の同意を得て、公益信託の変更等を行うことができる。この場合、行政庁に対して公益信託の変更等を行った旨の届出を遅滞なく行うものとする。

第 28 条（信託の終了等）

- 1 本公益信託は、委託者及び信託管理人の合意により終了することができない。
- 2 本公益信託は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。
 - ① 公益信託の目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき
 - ② 信託財産が消滅又は信託財産が公益信託要項 34「終了事由の金額」欄記載の金額を下回ったときであって、追加の信託又は金銭による寄附の受け入れが見込まれないとき
 - ③ 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が 1 年継続したとき（当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る申請の処分がされていない場合は、当該認可を拒否する処分があったとき）
 - ④ 前 3 号に規定する場合のほか、信託法第 163 条第 4 号から第 8 号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき
- 3 前項のほか、本公益信託は、公益信託法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定により行政庁が公益信託認可を取り消した場合に終了する。
- 4 前 2 項の場合、受託者は、委託者（存在している場合に限る）及び信託管理人に報告しなければならない。
- 5 本公益信託が終了した場合（信託法第 163 条第 5 号による終了を除く。）において、受託者（同条第 7 号による終了の場合は、破産管財人）、遅滞なく、行政庁に届けなければならない。

第 29 条（残余財産の帰属）

- 1 本公益信託の帰属権利者は、公益信託要項 35「帰属権利者」欄記載の者とする。
- 2 清算受託者は、前条に規定する公益信託の終了の日から 3 か月を経過したときは、遅滞なく、残余財産の給付の見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。

第 30 条（最終計算及び信託財産の交付）

- 1 清算受託者は、第 28 条の規定により信託が終了した場合には、速やかに最終計算書を作成し、信託管理人及び帰属権利者の承認を得なければならない。
- 2 清算受託者は、信託終了の際に残余財産があるときは、信託管理人の承認を得て、前条第 1 項に規定する帰属権利者に遅滞なく交付しなければならない。
- 3 清算受託者は、公益信託の清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第 31 条（守秘義務）

- 1 委託者、受託者及び信託管理人は、本公益信託の事務に関して知り得た個人情報その他の秘密情報については適切に管理し、守秘義務を負う。

- 2 前項の定めにかかわらず、①法令又は行政官庁若しくは自主規制機関等の要請により必要とされる場合、②本契約に定める公益信託事務の遂行に必要な場合、③その他当該秘密情報に係る相手方の同意を得た場合において、法令に抵触しない範囲内で、必要最小限度の秘密情報を開示できる。

第 32 条（引用条文等の変更）

法令改正により本契約に引用する法令等の条項番号等に変更が生じた場合には、改正後の条項番号等に読み替えられるものとする。

第 33 条（管轄裁判所）

本公益信託に関し訴訟の必要が生じた場合には、公益信託要項 36「管轄裁判所」欄記載の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上